

複製禁止



2八資廃産収第3号

許可番号 第109-10-004601号

産業廃棄物収集運搬業許可証

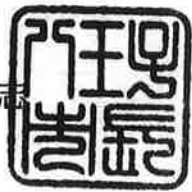
住所 東京都八王子市長房町126番地の2

氏名 株式会社まごころ清掃社
代表取締役 高野 正道



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

八王子市長 石 森 孝 志



許可の年月日 令和 元年10月10日

許可の有効年月日 令和 7年 7月22日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を含む）

（以上12種類）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、金属くず、
汚泥、紙くず、木くず、繊維くず

（積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は「2 積替え保管施設」のとおり）

（以上8種類）

2 積替え保管施設（詳細は裏面の通り）

所在地： (1) 東京都八王子市犬目町741番4外10筆
(2) 東京都八王子市犬目町733番、734番

3 許可の条件

- ・ 積替え保管は本市の承認を得た方法により行うこと。
- ・ (1)の積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとする。
- ・ (2)の積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から19時までとする。
- ・ 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。
ただし、石綿含有産業廃棄物については、この限りではない。

4 許可の更新・変更の状況

平成 5年 7月23日 新規許可
平成30年 7月23日 更新許可 第5回
令和 元年10月10日 変更届（積替え保管できる産業廃棄物の種類に汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物））を追加）

5 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有

（裏面あり）

認定番号：4-19-B0068SA



2 積替え保管施設

(1)所在地 東京都八王子市犬目町741番4外10筆

施設面積： 1,634.00 m²

最大保管高： 2.00 m

廃棄物の種類	高さ	保管量	注記
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物）	1.45 m	8.00 m ³	8m ³ コンテナ1個
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（特定家庭用機器再商品化法対象物）	2.00 m	30.40 m ³	直置き
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物））	0.84 m	0.40 m ³	0.2m ³ ドラム缶2個
保管量合計		38.80 m ³	

(2)所在地 東京都八王子市犬目町733番、734番

施設面積： 740.00 m²

最大保管高： 2.50 m

廃棄物の種類	高さ	保管量	注記
廃プラスチック類	1.90 m	25.00 m ³	25m ³ コンテナ1個
紙くず	1.17 m	12.00 m ³	8m ³ コンテナ1個 4m ³ コンテナ1個
木くず	2.50 m	44.20 m ³	直置き1ヶ所
金属くず	1.17 m	12.00 m ³	8m ³ コンテナ1個 4m ³ コンテナ1個
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物））	0.84 m	0.80 m ³	0.2m ³ ドラム缶4個
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボード）	2.50 m	50.10 m ³	直置き1ヶ所
廃プラスチック類、繊維くず（廃畳）	2.00 m	31.90 m ³	直置き1ヶ所
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず	2.50 m	52.20 m ³	直置き1ヶ所 8m ³ コンテナ1個
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	2.50 m	143.90 m ³	直置き2ヶ所（74.7+44.2）m ³ 25m ³ コンテナ1個
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1.17 m	8.00 m ³	8m ³ コンテナ1個
保管量合計		380.10 m ³	

(以下余白)